

愛知県立豊田高等特別支援学校同窓会規約

【名 称】

第1条 本会は、愛知県立豊田高等特別支援学校同窓会と称し、事務局を愛知県立豊田高等特別支援学校に置く。

【目 的】

第2条 本会は、次の事項を目的とする。

- 1 会員相互の親睦や情報交換を図り、会員の自立と福祉の向上に努める。
- 2 母校との連携を密にし、併せて母校の発展に協力する。

【事 業】

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦及び情報交換
- 2 正会員への就労支援及び職場定着支援
- 3 その他本会の目的達成に必要な事業

【会 員】

第4条 本会は、正会員及び賛助会員をもって組織する。

- 1 正会員は、本校の卒業生もしくは本校に在籍した者で本会の目的に賛同する者
- 2 賛助会員は次の者とする。
 - (1) 正会員の保護者（以下「保護者」という）
 - (2) 本校職員
 - (3) 本校に在籍した職員で本会の目的に賛同する者

【役 員】

第5条 本会に次の役員を置き、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 1 会 長 1名（正会員）
- 2 副会長 若干名
- 3 理 事 若干名
- 4 書 記 若干名（学校職員1名）
- 5 会 計 若干名（学校職員1名）
- 6 監 査 若干名
- 7 相談役 歴代PTA会長

【役員の任務】

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- 3 理事は会務を執行する。
- 4 書記は庶務に従事し、記録を保管し、通信の任にあたる。
- 5 会計は本会の会計を処理する。
- 6 監査は本会の会計を監査する。
- 7 相談役は本会の運営について助言する。

【役員の選出】

第7条 役員の選出は次のとおりとする。

- 1 会長は役員会の推薦により、正会員の中から選出する。
- 2 副会長、理事、書記、会計は会長が委嘱し、総会で承認を得る。
ただし、書記及び会計に1名の学校職員を置く。
- 3 相談役は歴代PTA会長とする。
- 4 顧問は在籍校長とする。

【会 議】

第8条 会議は総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。

- 1 定期総会を年1回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 2 役員会は、必要に応じて開催する。

第9条 各会議における議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

【会 計】

第10条 本会の経費は会費とその他の収入をもって充てる。

第11条 会費は入会と同時に別に定める金額を納入する。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【規約改正】

第13条 本規約の改正には、総会において出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

【細則】

第14条 本会運営上の必要な細則は、役員会の議決により定める。

付 則 本会則は平成7年8月6日より施行する。

- ・平成14年8月4日一部改正
- ・平成16年6月13日一部改正
- ・平成26年6月8日一部改正（校名変更）
- ・平成29年6月4日一部改正（同窓会費変更）
- ・令和5年6月4日一部改正

愛知県立豊田高等特別支援学校同窓会細則

- 1 規約第5条の役員のほか、必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の委嘱により、役員会に出席して助言する。
- 2 会費は、終身会費として5,000円を納入する。〔正会員及び賛助会員(3)〕
- 3 定期総会の期日は、原則として毎年6月の第一日曜日とする。
- 4 会員は、住所、改姓、職業等、一身上の異動を生じたときは、その都度事務局あてに通知するものとする。
- 5 本会は、規約第3条2の事業を行うために「つばさ会」を設置する。
「つばさ会」は、正会員の保護者をもって構成する。
- 6 つばさ会の運営にかかる諸経費については、同窓会費より賄う。
- 7 正会員が死亡した場合は、香料3,000円を贈り弔慰を表するものとする。
- 8 定期総会の期日、同窓会報等は、学校ホームページで確認する。